

多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(平成31年度 第2回)

## 会 議 録

会 議 名	平成31年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日 時	令和2年2月13日（木） 午後1時15分～午後4時30分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出 席 者	委 員	内山・紺野・秋山・藤井・島津・町田・本谷・大和田・藤本（堀越委員代理）・田口・八巻・江川（山口委員代理）・佐野・川久保・石黒
	説 明 者	特定非営利活動法人 移動サポートひらげごま（更新） 特定非営利活動法人 地域福祉ネットワーク第2こだま（更新） 特定非営利活動法人 福祉移送サービスの会（更新・変更） 特定非営利活動法人 ぶなの樹会（更新・変更） 特定非営利活動法人 みたかハンディキャブ（更新） 特定非営利活動法人 エンゼルの会（更新） 特定非営利活動法人 地域福祉ネット・結（更新） 特定非営利活動法人 生活支援グループ夢来夢来（更新） 社会福祉法人 幹福祉会 ヘルプ協会たちかわ（更新） 特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島（更新・変更） 特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会（更新・変更） 特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和（更新・変更） 特定非営利活動法人 ゆうらんせん（更新） 特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ（更新） 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会（更新） 特定非営利活動法人 青梅運行サービス（更新・変更） 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会（更新） 特定非営利活動法人 ケアサービスいずみ（更新） 社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会（更新） 特定非営利活動法人 にあい福祉サービス（更新） 八王子保健生活協同組合（変更） 特定非営利活動法人 福祉サービスハウスゆう（更新） 特定非営利活動法人 南陽台地域福祉センター（更新） 社会福祉法人 もくば会（更新） 特定非営利活動法人 八王子移動サービス・ネットワーク（更新） 特定非営利活動法人 自立生活センター日野（更新） 特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉（更新）
	事 務 局	東大和市・清瀬市
欠 席 委 員	矢島	
議 題	1 開会 2 会議成立報告 3 資料の確認 4 会議運営上の確認事項 5 議題 （1）第2、3回特別幹事会での審議に関する報告について （2）運営協議会に協議申請された事項の審査について	

	<p>(3) 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正について 6 その他 (1) 多摩地域福祉有償運送の運送者の登録抹消後の状況について (2) 認定講習会の情報提供について (3) その他</p>
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	1名
配付資料	<p><b>事前送付資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度第2回運営協議会協議予定団体一覧</li> <li>・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(26団体)</li> <li>・福祉有償運送 変更協議申請書類(7団体)</li> </ul> <p><b>机上配付資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 地域のタクシー運賃料金比較表(参考様式)</li> <li>・資料2 需給状況等一覧</li> <li>・資料3-1 平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会審査結果について(報告)</li> <li>・資料3-2 平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第3回特別幹事会審査結果について(報告)</li> <li>・資料4 多摩地域福祉有償運送運営協議会運営方法等の見直し(案)調査の質問事項に対する回答</li> <li>・資料5 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱(案)</li> <li>・資料6 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 新旧対照表</li> <li>・資料7 多摩地域福祉有償運送の運送者の登録抹消後の状況について</li> <li>・資料8 認定講習会参考資料</li> <li>・資料9 道路運送法改正に向けた自家用有償旅客運送制度に関する要請書～「関係者による合意」の要件撤廃を求めます～</li> <li>・資料10 東京交通新聞(2019年11月18日)抜粋</li> </ul>

平成31年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会

令和2年2月13日

【会長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成31年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

私は、運営協議会の座長を務めます桜美林大学であります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速ですが、机上に配付しております次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

初めに、次第の2、会議成立報告について、事務局より報告をお願いいたします。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局を務めます東大和市と申します。どうぞよろしく願いいたします。以後、着座にて失礼いたします。

事務局より、会議の成立についてご報告いたします。当協議会設置要綱第7条の規定により、運営協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなっております。本日は、委員16人中、代理出席の方も含めまして、14人の方にご出席をいただいております。過半数の委員にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、次第の3、資料の確認について、事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局より、配付資料についてご説明いたします。委員の皆様にご先にお送りいたしました資料は、協議予定団体一覧、各団体の更新登録申請団体要件確認表及び変更協議申請書類でございます。

次に、本日お手元にお配りしておりますのは、第2回運営協議会次第、資料1-1から1-3、地域のタクシー運賃料金比較表、次に、資料2-1から2-18、こちらが本日協議される市町村の需給状況等一覧、次に資料3-1、平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会審査結果について（報告）、資料3-2、平成31年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第3回特別幹事会審査結果について（報告）、資料4、多摩地域福祉有償運送運営協議会運営方法等の見直し（案）調査の質問事項に対する回答、資料

5、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱（案）、資料6、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱新旧対照表、資料7、多摩地域福祉有償運送の運送者の登録抹消後の状況について、資料8、認定講習会参考資料、資料9、道路運送法改正に向けた自家用有償旅客運送制度に関する要請書～「関係者による合意」の要件撤廃を求めます～、最後に資料10としまして、東京交通新聞、2019年11月18日付けの抜粋。本日の配付資料は以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけいただければと存じます。

また、第3回特別幹事会において、委員よりご指摘いただきました、10年以上使用している車両の走行距離につきましては、事前に送付させていただきました各団体の更新登録申請団体要件確認表の様式1に、10年以上使用している車両の走行距離を追加記載いたしました。

同じく、第3回特別幹事会において、委員よりご指摘いただきました、地域のタクシー運賃料金比較表については、資料1-1から1-3のとおり、2月1日に改定された料金を反映させた料金比較表の様式を作成いたしました。来年度以降の更新登録申請書類に反映したいと考えております。

資料の確認は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、次第の4、会議運営上の確認事項について、事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、手前のボタンを押しますとランプがつきます。ランプが付きましたら、所属、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。マイクは同時に3台までしか使用できませんので、発言が終わりましたら、再度手前のボタンを押しましてマイクを切っていただきますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の氏名を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。

また、この運営協議会は設置要綱第11条の規定により、原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合には非公開とすることができる規定となっております。

最後に、会議を傍聴される方にご連絡いたします。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、次第の5、議題の(1)、第2回及び第3回特別幹事会での審議に関する報告について、特別幹事会事務局からお願いいたします。

**【委員】** 特別幹事会の会長を務めております清瀬市でございます。よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、ご報告申し上げます。

今回、第2回運営協議会に先立ちまして、去る10月2日に第2回特別幹事会、また、本年に入りまして1月22日に第3回特別幹事会を開催いたしました。

第2回特別幹事会では、更新登録申請13団体、変更協議申請2団体について審査をし、いずれも了承となっております。

続きまして、第3回特別幹事会では、更新登録申請13団体、変更協議申請5団体について審査をし、いずれも了承となっております。

申請内容等につきましては、特別幹事会事務局より報告をいたさせます。

それでは、事務局より報告をお願いします。

**【特別幹事会事務局】** 特別幹事会事務局を務めます清瀬市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。以後、報告につきましては、着座にてさせていただきたいと思っております。

それでは、初めに第2回特別幹事会についてご報告を申し上げます。お手元にごあります資料3-1及び3-2に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに、No.1からNo.3、武蔵野市、東村山市、小平市所管の特定非営利活動法人移動サポートひらけごまでございます。事務所の所在地、運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

No.4、小平市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

No.5、No.6、清瀬市所管の特定非営利活動法人福祉移送サービスの会でございます。運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。あわせて、対価の変更がございます。

№. 7、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。運転者及び会員数に変更がございます。

№. 8、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。運転者及び会員数に変更がございます。

№. 9、府中市所管の特定非営利活動法人エンゼルの会でございます。会員数に変更がございます。

№. 10、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。運転者及び会員数に変更がございます。

№. 11、東久留米市所管の特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来でございます。運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

№. 12、立川市所管の社会福祉法人幹福社会でございます。使用車両、運転者及び会員数に変更がございます。

№. 13、昭島市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島でございます。会員数の内訳に変更がございます。

№. 14、№. 15、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。使用車両、運転者及び会員数に変更がございます。あわせて、対価の変更がございます。

№. 16、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。会員数に変更がございます。

№. 17、東大和市所管の特定非営利活動法人ゆうらんせんでございます。運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

続きまして、第3回特別幹事会についてご報告を申し上げます。

№. 1、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。運送の対価に変更がございます。

№. 2、昭島市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島でございます。運送の対価及び運送の対価以外の対価に変更がございます。

№. 3、狛江市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえでございます。運転者及び会員数に変更がございます。

№. 4、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。運送の対価及び運送の対価以外の対価に変更がございます。

№. 5、稲城市所管の社会福祉法人稲城市社会福祉協議会でございます。運転者、運行管理責任者、会員数及び損害保険に変更がございます。

№. 6、№. 7、青梅市所管の特定非営利活動法人青梅運行サービスでございます。代表者、運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。あわせて、運送対価以外の対価に変更がございます。

№. 8、福生市所管の社会福祉法人福生市社会福祉協議会でございます。運転車、運行管理責任者、運送対象、会員数及び損害保険に変更がございます。

№. 9、福生市所管の特定非営利活動法人ケアサービスいずみでございます。運送対象及び会員数に変更がございます。

№. 10、瑞穂町所管の社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会でございます。代表者、運転者及び会員数に変更がございます。

№. 11、瑞穂町所管の特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。代表者、運転者、運行管理責任者及び会員数に変更がございます。

№. 12、八王子市所管の八王子保健生活協同組合でございます。運送の対価以外の対価に変更がございます。

№. 13、八王子市所管の特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうでございます。使用車両及び運転者に変更がございます。

№. 14、八王子市所管の特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターでございます。使用車両、運転者、運送対象、会員数及び損害保険に変更がございます。

№. 15、八王子市所管の社会福祉法人もくば会でございます。運転者、運送対象及び会員数に変更がございます。

№. 16、八王子市所管の特定非営利活動法人八王子移動サービス・ネットワークでございます。運送主体の所在地、使用車両、運転者、会員数及び損害保険に変更がございます。

№. 17、№. 18、八王子市及び多摩市所管の特定非営利活動法人自立生活センター一日野でございます。運送主体の名称、使用車両、会員数及び損害保険に変更がございます。

№. 19、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。使用車両、運転者、運行管理責任者、会員数及び損害保険に変更がございます。

特別幹事会事務局からの報告は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いをいた



します。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の5番、議題の(2)、運営協議会に協議申請された事項の審査に入りたいと思います。

本日は、事前に送付しております協議予定団体一覧のとおり、更新登録申請が29団体及び変更協議申請が7団体の審査となります。

そこで事務局より、4つのグループに分け、グループごと一括協議する方法が提案されております。一括協議の方法は特別幹事会でも行った方法でございます。

特別幹事会での指摘事項等をしっかり審査していただく上で、会議の効率化のために、グループごと一括協議の方法を進めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、まず協議予定団体一覧、No.1の特定非営利活動法人移動サポートひらけごまからNo.10の特定非営利活動エンゼルの会までの10団体の審査を一括して行います。

なお、団体数が多いことから、各自治体の需給状況等につきましては、資料2-1から18をごらんいただきますようお願いいたします。当該需給状況等に関するご質問があります場合は、後ほどの質疑応答の際にあわせてお願いをしたいと思います。

それでは、所管の武蔵野市から順に補足説明がありましたらお願いいたします。

【武蔵野市】 武蔵野市でございます。よろしくお願いたします。

No.1、特定非営利活動法人移動サポートひらけごまについてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

昨年8月15日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

第2回特別幹事会においてご指摘いただきましたタクシーの運賃表についても、多摩地区の表から特別区武三地区の表へ訂正し、再度提出しているところでございます。

第2回特別幹事会から本日までの間で有効期限を迎えた運転免許証、車両保険があり、更新がされていることを確認いたしまして、資料を再度提出しているところでございます。

また、特別幹事会から本日までの間で車両の変更がございますが、適正に管理されていることを確認しまして、資料を再度提出しているところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 東村山市の方、お願いいたします。

【東村山市】 東村山市です。よろしくお願いいたします。

N o. 2、N P O法人移動サポートひらけごまについてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

1点、要件確認表添付様式2、N o. 9、免許有効期限につきまして、令和6年10月21日の誤りでございました。訂正させていただきます。

昨年9月25日に法人事務所を訪問し、運転記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両や対面チェックの実施状況についても確認し、適正に管理運営がなされている状況を報告いたします。

また、第2回特別幹事会からの変更点といたしまして、要件確認表添付様式1のN o. 1、使用車両の変更、こちらがございましたが、車両種別、車椅子車の変更はございません。

N o. 2、車検有効期限の満了日及び損害保険の変更。添付様式2、N o. 9の方の免許有効期限の更新がございました。こちらのほうは全て確認をいたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、小平市の方、お願いいたします。

【小平市】 小平市でございます。よろしくお願いいたします。

まずはN o. 3、特定非営利活動法人移動サポートひらけごまについてでございますが、最初に、資料の訂正を3点させていただきます。まずは、要件確認表の様式1、車両一覧表の2番、有効期限の満了日を、令和4年1月13日に訂正いたします。次に、同じく洋式1の3番、使用の本拠の位置を、西東京市泉町2-17-18-B101に訂正いたします。最後に様式2、運転者要件一覧表の5番の免許有効期限を、平成33年6月16日に訂正いたします。お手数をおかけし申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

昨年9月25日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、70歳以上の高齢ドライバーはおりません。

また、第2回特別幹事会から本日までに有効期限を迎えた車検証、免許証及び車両保険につきましても、更新されていることを確認いたしまして、資料を再度提出しておりますことをご報告いたします。

また、第2回特別幹事会からの変更事項といたしまして、要件確認表の様式1、車両一覧表の1番におきまして、前回掲載しておりました車両を廃車とし、新たに車両を購入しております。車両の種類につきましても、車椅子車として変更はございませんので、ご報告いたします。

次にN o. 4、特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまについてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回から変更点は、事務局説明のとおりでございます。

昨年9月20日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、70歳以上の高齢ドライバーにつきましても、健康診断を必ず受けていただき、検査項目で指摘を受けた場合は、どのような内容か聞き、その後の再診についても確認をとっております。

また、運行前の対面チェックにより運転に支障がないかどうかの確認を行っております。

また、第2回特別幹事会から本日までに有効期限を迎えた車検証、免許証及び車両保険につきましても、更新されていることを確認いたしまして、資料を再度提出しておりますことをご報告いたします。

小平市からは以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、清瀬市の方、お願いいたします。

**【清瀬市】** 清瀬市でございます。よろしく願いいたします。

N o. 5、特定非営利活動法人福祉移送サービスの会についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

昨年9月12日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

続いてN o. 6、同じく特定非営利活動法人福祉移送サービスの会の変更協議についてでございます。変更となるのは、運送の対価でございます。変更の理由といたしましては、事業所として過去3年以上、福祉有償運送単体での赤字が続いておりました。今回の対価改定により赤字を解消し、今後のサービス継続につなげるためのものがございます。

続いてN o. 7、特定非営利活動法人ぶなの樹の会についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

昨年9月9日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、当法人には70歳以上の運転協力者が2名おりますが、年1回の健康診断の受診とその内容の把握及び運行前の状態確認により体調の把握に努めている状況をご報告いたします。

続いてN o. 8、同じく特定非営利活動法人ぶなの樹会の変更協議についてでございます。変更となるのは、運送の対価及び運送の対価以外の対価でございます。変更の理由といたしましては、事業所として福祉有償運送事業単体での赤字が続いており、今回の改定により赤字を解消し、運転協力者の処遇改善につなげるためのものがございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、三鷹市の方、お願いします。

**【三鷹市】** 三鷹市でございます。よろしく願いいたします。

N o. 9、特定非営利活動法人みたかハンディキャブについてご説明いたします。

こちらは更新登録となります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

昨年8月21日に法人事務局を訪問いたしまして、運行日誌等の記録を確認しております。また、使用車両についても確認を行い、適正に管理運営されております状況を報告させていただきます。

なお、特別幹事会后、運転免許証、自動車車検証及び自動車保険証書の写しにつきましては、更新のために変更の部分について提出を行ったところでございます。

70歳以上の運転者につきましては、シニアドライバー教室を受講していくことになって、運転技術の維持に努めているところでございます。

また、75歳になった方につきましては、誕生月の6カ月後に再度健康診断の受診をしていただくというような運用を行っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、府中市の方、お願いします。

**【府中市】** 府中市でございます。よろしく願いいたします。

N o. 10、特定非営利活動法人エンゼルの会についてご説明をいたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

昨年9月27日に法人事務所を訪問し、運行記録簿などの書類を確認いたしました。

また、事故防止対策といたしましては、健康状態の確認として、健康診断を義務付けるとともに、運行前に必ず体調のチェックを行っていることを確認し、使用車両につきましても適正な管理運営がなされていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、委員の皆様方、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】 三鷹のハンディキャブ協会の方にお聞きしたいのですが、先ほど講習を受けたりとかいろいろという、すばらしいことだと思うのですが、これ、人数がすごく多いのですが、大体、定例に乗られている方とか月に何回かやっているとか、頻度はどのような感じか。人によって違うと思うのですが、どのような感じなのか。

【みたかハンディキャブ】 よく聞こえませんでした。申しわけございません。

【委員】 ドライバーの人数がこの団体はすごく多いのですが、どれぐらいの頻度でドライバーの方が乗られているのですかということです。人によって違うと思うのです。例えば、月に1回しか乗らない人がいるとか、毎日のように乗っている人がいるとか、そのようなイメージなんです。

【みたかハンディキャブ】 それではお答えします。30人の会員がおりまして、毎月の予定表を出してもらっております。その中でコーディネーターという者がおるのですが、頻度はある程度振り分けながら偏りのないような形で皆さんに依頼をして運行をしていただくような形になっております。

【委員】 何で聞いたかというのは、一部の人にすごく負担がかかっている、たまに1週間に1回しか乗れないとか、そのような形になると、ずっと毎日乗っているような人は、結構その人に負担がかかってしまったりとかあると、あまりにも人数が多いのでどのような感じかと思って質問しました。

以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

【会長】 では、この件はこれで。

特にほかの委員の方、ご質問ありますか、補足で。特になければ。ほかにありますでしょうか。

【委員】 最初の移動サポートひらけごまさんですけども、武蔵野市と東村山市さんは、そこには移送サービスの団体がないのですか。あるのかどうか尋ねたい。

それから、小平市さんの場合は第2こだまがありますから、要するに2団体しかないのでどうか。そこを伺いたいです。

【会長】 そうすると、これは自治体の方にお答えしていただいたほうがよろしいですか。

【武蔵野市】 武蔵野市です。武蔵野市には、こちらの団体以外はございません。

【委員】 1つしかないということね。

【武蔵野市】 はい。

【東村山市】 東村山市です。東村山市といたしましては、ひらけごまを含めて2団体登録がございます。

【委員】 質問しましたその理由というのは、もともとひらけごまさんは西東京市ですよ。西東京市から、そういう3市にまたがってお運びするというのは距離的にもかなり不利でないかということがあったのですけれども、この当初、要するに福祉有償が始まったころは、各市に移送団体が少ないから、その以前から運んでいた人たちについてはしようがないだろうと。だから、ひらけごまさんをお願いするのはしようがないということがあったのですけれども、でも、これをよく見ますと、例えば、東村山市さんの場合は2カ所というのですが、対象者が増えている。増えているというか、種別が増えているのです。だから要するに、前から運んでいる人はなじみがありますから、これはしようがないと。だけど、その人たちがだんだん使わなくなってきたら、その時点で終わりにしていきましようという感じがあったと思うのです。それがそうではなくて、別な人がその市でもって増えてきているということは、武蔵野市さんの場合は1団体しかないというのだから、これはひらけごまさんに頼むしかないのです。だから、それ以外のところがどうなのなという感じですよ。

【会長】 そうすると、自治体の方より、よく現場の実態を知っている委員。

【委員】 武蔵野市さんの場合には、レモンキャブという制度の中で、どうしてもやり切れない方が以前からいらっしやいまして、ちょっと遠くまで行きたいという方なのでレモンキャブには該当しないということで続けてやっています。

会員数が特に増えているということでもないのですが、東村山市さんの場合には、難病の方でなじみのある方が、それでも減少しております。違うサービスをご紹介していたのですが、その違うサービスをご利用になった、そのサービス自体がまた廃業という形になって戻ってきたりということで、今回の運営協議会の中で、清瀬市さんのご利用者の方が

ほんとうにここ2年でご利用されなくなってきたので申請はしておりませんが、あと3市においては、どうしてもうちのサービスがいいということをおっしゃるので、この協議会に諮る前にほかのサービスで何とかならないかといったら、小平市さんのご利用者さんの方も、もう一回申請して私たちを運んでくださいというお声があったので、このたびの申請ということになっております。決して会員数が増加しているわけではございません。

【会長】 委員、いかがでしょうか、よろしいですか。

【委員】 はい。わかりました。

【会長】 それでは、ほかに委員の方から特にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、No.1の特定非営利活動法人移動サポートひらけごまからNo.10の特定非営利活動法人エンゼルの会までの10団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、協議成立ということで。

これからちょっと説明される方の入れかえをするのですが、5分ほど休憩をとりますのでよろしくお願いいたします。一応、壁の時計で55分開始ということでよろしいでしょうか。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、引き続きNo.11の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結からNo.20、特定非営利活動法人ゆうらんせんまでの10団体の審査を一括して行います。

それでは、所管の東久留米市から順に補足説明がありましたらお願いいたします。

【東久留米市】 東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

まず、No.11、特定非営利活動法人地域福祉ネット・結についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。特別幹事会からの変更点としましては、車検により様式1の車両一覧表のうち一番上にある車両の有効期限満了日を更新しております。

昨年9月18日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

現在、70歳以上のドライバーが1名おり、この方につきましては毎年人間ドックと脳ドックを受診しております。また、70歳以上のドライバーは1年ごとの更新としており、

特に無理のない運行スケジュールを組むようにしております。

続きましてN o. 1 2、特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来についてご説明いたします。

こちらでも更新登録になります。特別幹事会からの変更点といたしましては、免許の更新により様式2、運転者要件一覧表のうち6番目の方の免許有効期限を更新しております。

昨年9月26日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、現在70歳以上のドライバーはおりません。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【会長】** それでは、立川市の方、お願いします。

**【立川市】** 立川市と申します。よろしくお願いいたします。

N o. 1 3、社会福祉法人幹福社会ヘルプ協会たちかわについてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

昨年9月12日に法人事務所を訪問し、運行管理簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がされている状況をご報告いたします。

第2回特別幹事会からの変更点につきましては、有効期限を迎えました運転免許証、車の保険、車検について更新の確認を行い、資料を出し直させていただいております。また、使用する車を1台廃車とし、8台から7台に変更しております。また、ドライバーも1名減員となり、現在26名となっております。

運転者は年1回定期健診を受診し、運行前に対面確認を行い、健康管理、安全確認を行っているところでございます。

また、高齢者ドライバーについては運行管理責任者が同乗し、運転技術と介助技術についても確認をしているところです。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【会長】** それでは、昭島市の方、お願いします。

**【昭島市】** 昭島市と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

N o. 1 4、NPO法人自立生活センター・昭島についてご説明いたします。

こちらは更新登録でございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

昨年9月18日に法人事務所を訪問し、運行記録簿の書類の確認、使用車両を確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。



70歳以上のドライバーにつきましては、年1回健康診断を受けていただいていること、運行をお願いする際は対面で会話をし、体調や通院、服薬の状況などの確認を行っていることをお聞きしてございます。

また、第2回特別幹事会以降に有効期限を迎えました車両2台の自動車保険、また、ドライバー1名の運転免許証につきましては更新の手続を行ったことを確認してございます。

同じくNo.15、NPO法人自立生活センター・昭島でございます。

こちらは変更の協議となります。運送の対価及び運送の対価以外の対価の変更がございました。変更の理由につきましては、前回、単価の変更をいたしましたのは平成26年4月でございましたが、それ以降、最低賃金の引き上げ状況、消費税などの改正を踏まえまして、法人の運営状況なども勘案する中で変更をさせていただきたいものでございます。

また、第3回特別幹事会におきまして、地域のタクシー運賃表につきましては端数が出てしまっているというご指摘を受けましたので修正してございます。

以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。

次、国分寺市の方、お願いいたします。

**【国分寺市】** 国分寺市と申します。よろしくをお願いいたします。

No.16、特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会につきましてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局、ご説明のとおりでございます。

昨年8月23日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、お手元の資料、様式2、運転者要件一覧表につきまして、恐縮ながら修正がございました。様式2、運転者要件一覧表の6番目の方でございますが、第2回特別幹事会の際は運転免許の有効期限が令和元年10月3日となっておりますが、現在は更新手続を終えて、新しい有効期限は令和6年10月3日となっております。資料の表記は令和1年となっておりますが、現在は令和6年が正しく、表記の期限が古いままで申しわけございませんが修正をお願いいたします。

以上でございます。

続きまして、No.17、特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会の変更協

議についてでございます。変更となるのは、運送の対価と運送の対価以外の対価でございます。変更の理由につきましては、昨年10月1日より消費税率が8%から10%に改正されるに伴い変更を行うということでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 何か、どうぞ、事務局から補足があれば。

それでは、東大和市の方。

【東大和市】 東大和市と申します。よろしくお願いいたします。

N o. 18、特定非営利活動法人自立生活センター・東大和についてご説明いたします。

こちらは更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

また、第2回特別幹事会からの変更点といたしまして、要件確認表、様式3の上から2番目の自動車保険が令和2年12月28日まで更新されたことを確認いたしました。保険の種類、内容等についての変更はございません。

昨年8月22日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

こちらの法人は70歳以上の高齢者ドライバーはおりませんが、全職員が毎年健康診断を受診していること、また、運転者に対して運転前に対面で点呼をすることで健康状態を把握していることを確認しております。

続きましてN o. 19、同じく特定非営利活動法人自立生活センター・東大和の変更協議についてでございます。変更となるのは運送の対価でございます。変更の理由といたしましては、消費税増税により移送サービス事業の経費が上がり、団体の運営の安定性を保つためでございます。

続きましてN o. 20、特定非営利活動法人ゆうらんせんについてご説明いたします。

こちらでも更新登録になります。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

昨年8月22日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

こちらの法人につきましても70歳以上の高齢者ドライバーはおりませんが、運転者全員が毎年健康診断を受診していること、運転前の対面での点呼、全運転者に対して月に1回、運転者の情報共有、注意喚起を行っていることを確認しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【委員】 ちょっとこれ、仕組みがわからないので教えていただきたいです。国分寺ハンディキャブ運営委員会のほうで、こちらの複数乗車料金というこの考え方がちょっと私、勉強不足でわからないのです。上の料金は1人だと思えるのですけれども、これが2人で乗った場合、500円プラス消費税の1人というこれがどう、上に人数で按分と書いてあるのですが、500円となっているこのところを教えていただければと思います。

【会長】 どうでしょう、自治体の方、当事者団体の方、どちらがお答えになりますか。

【国分寺ハンディキャブ】 すいません、よく聞こえなかったので。

【委員】 複数乗車料金、遠方1人当たりを計算し、乗車人数で按分とあるのですけれども、市内料金500円、1人というのは、これはどういう計算になるのですかということです。

【国分寺ハンディキャブ】 複数乗車の対象者ということですか。

【委員】 ですから、複数乗車料金というのは、2名とか3名で乗られるときの金額ですよね。

【国分寺ハンディキャブ】 え？ 500円を550円にすると。

【委員】 いえいえ、そういう意味じゃなくて、複数乗車料金の仕組みですけれども、1人誰かが千幾らかで乗った場合、500円でずっと乗れるのか、これはガソリン代とか上、なっていますよね。それから、1人がメインでお金を払ってくれば、付き添いとかそういうような人は500円だけで全ての行程、することができるのかという質問です。

【国分寺ハンディキャブ】 すいません、ちょっとよく聞こえないです。申しわけありません。

【委員】 すいません、国分寺市さん、答えてもらえませんか。

【国分寺ハンディキャブ】 すいません、じゃ、お答えします。

【委員】 はい。

【国分寺ハンディキャブ】 1人料金というふうに書いてありますように、お一人乗られるということは、まず複数乗車ということですからあまりないのですけれども、お二人乗られた場合は一人一人550円をいただくと、そういう料金体系です。

【委員】 そうすると、これは時間、距離併用にならず、単独のこの1,100円をもらえば、あとは何も変わらないということですか。

【国分寺ハンディキャブ】 え？

【委員】 いや、今の話ですと、上のほうは時間と距離を併用して動いてという仕組みが基本料金になっていますよね。ところが、今の回答ですと、2人で乗った場合は1,100円を払えば、あとは何も払わなくていいのですか。

【国分寺ハンディキャブ】 複数乗車料金というのは、前回、運営協議会で認めていただいたのですが、条件がありまして、市内のほぼ同じ場所に複数の利用者が一緒に行くと、そういう場合にのみ適用される料金です。したがって、距離とか時間は関係なく、1人当たり片道で500円、あるいは550円をいただくと、そういう形になっています。

【委員】 ということでよろしいのですね。今思ったのは、1人がこの正規料金を払ったら550円でもう一人乗れるのかなともとれたので、その仕組みがわからなかったもので、その仕組みを聞いたのです。今の回答で、この複数乗車料金とは、1と2の例外で、2人いた場合、近場とか近隣であれば、750円の2人分を払えば、このガソリン代とかそういうのは要らないということでもいいですか。

【国分寺ハンディキャブ】 複数乗車というのは、知的障害者とか精神障害者とか、そういうふうにお一人ではなかなか公共交通機関が利用できない方の通所、あるいは通院に使われることが多いです。

【委員】 いや、言っているのは、3番が例外的で、距離とかそういうのにもかかわらず、市内か市外だけで、このお金だけ払えばいいのですよねと、それだけの確認です。どなたが利用しているというのではなくて。ですから、定額でこれだけ、例えば2人利用者がいた場合、お母さんとお子さんがいたときに、例えば国分寺であれば1,000円なり…

…。

【国分寺ハンディキャブ】 いや、ちょっとお待ちください。お母様と一緒に乗られる場合は、利用者は1人です。付き添いですから、関係ありません。

【委員】 じゃ、障害の方がたまたま2人乗って、同じところに行くときに適用される料金？

【国分寺ハンディキャブ】 はい。利用者の方が1人、あるいは2人、3人乗られた場合に一人一人500円をいただくということであって、付き添いの方が何人乗られても料金は変わりません。

【委員】 ん？ ますますわからなくなってしまったのですけれども、内容として言うと、原則が1番ですよ。

【国分寺ハンディキャブ】 はい、そうです。

【委員】 で、この3番というのが例外で、たまたま同じところに行く利用者さんがいたときだけは……。

【国分寺ハンディキャブ】 ちょっと待ってくださいね。たまたまとおっしゃいましたが、我々の活動は全て予約制ですので、たまたま複数になるとか、たまたま1人になるということはほぼあり得ないです。運行の前にそういうことはあらかじめわかっております、今日は何人の方がそこにいらっしゃるということがわかっているならば、複数であれば複数乗車と……。

【委員】 いえ、ですから、私が言っているのはこの定額料金だけで、例えばこの1,100円を払えば終わりですねということを確認しているだけです。複数利用の場合は1人500、550円で、新料金で550円だった場合、2人で利用された場合、1,100円によろしいのですねという確認だけです。

【国分寺ハンディキャブ】 たまたま1人になるか、2人になるかと、そういうことですか。

【委員】 それは関係なくて。

【国分寺ハンディキャブ】 何ですか。よくわかりませんが。

【委員】 国分寺市さん、お願いします。議論がかみ合っていないので。

【国分寺ハンディキャブ】 済みません、よく聞こえなかったのです。複数乗車というのは、先ほど申し上げたように条件がありまして、その条件に合う方のみ予約制で乗っていただくということなので、距離も時間もほぼ毎回一緒です。複数の方を乗せて同じところに向かって、帰りはその方々を乗せて、自宅へお送りすると。片道が550円になるということでありまして、距離や時間は計算しません。これは全く、1番の運送の対価の設定方法等、料金とは違うやり方でやらせていただきたいということで複数乗車は許可をいただいているので、それでやっているわけです。

【委員】 一応、その確認だったのです。

【国分寺ハンディキャブ】 はい？

【委員】 その確認だったのです。質問は以上です。

【国分寺ハンディキャブ】 そうですね、はい。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 この件について、特によろしいでしょうか。補足の質問はありませんね。

それでは、別にいかがでしょうか。

【委員】 立川市のほうですけれども、ここで使用対象者が851人から230人に減っているのですが、この大きな理由はどんなものがあつたのか聞きたいです。

【会長】 じゃ、当事者団体の方、お願いいたします。

【幹福社会】 幹福社会です。よろしくお願ひいたします。

登録人数の減少についてですけれども、実際、利用状況とか、長らく利用のなかつた利用者様に対して、ADLとかの日常生活の動作などを目的に名簿整理を行いました。具体的に、2年間利用のなかつた利用者様、2年ほど前から名簿から外してござりまして、それで減少してござります。

【委員】 だから、名簿を整理したら、要するにこういうふうになつて減つたの？

【幹福社会】 いろんな状況がござりまして、亡くなつてしまふ方とかもいらつしゃいますので。

【委員】 だから、名簿整理ですよ。

【幹福社会】 はい。

【委員】 整理したらなつたということですよ。

【幹福社会】 はい。そのような状況です。

【委員】 あと、運転者ですけれども、運転者が、二種免許の方が5名から1名になつて、そのかわり一種免許の方が20名から25名、要するに二種免許の減つた分を一種免許でもつて補つたような感じですが、その辺の技量の変化でこれだけ会員が減つたというわけではないですよ。

【幹福社会】 それは問題ありません。大丈夫です。

【委員】 はい。

【会長】 今の件、よろしいでしょうか。

ほかにご質問の方、いらつしゃいますでしょうか。

どうぞ。

【委員】 すいません、また国分寺市さんです。ドライバーさんが3分の2ぐらいになつて、会員数がほとんど変わつていないのですけれども、これの支障は出ていますか、出ていないのですか、そういうお話です。

【国分寺ハンディキャブ】 ドライバーの数が減つていないかということで、それでも利用件数が変わらないのはなぜかということですが、現在、20名近くのドライ

バーが登録しております、その方々が毎日のように運行されているわけですが、運行件数というのは利用者からの申し込みによって決まるものなので、運転手が少なからうが多からうが、その希望の運行をするというのが我々の立場ですので、少ない人数でよくやっているというふうに、むしろ評価していただきたいなと思うぐらいです。

我々は少なくとも、利用申し込みがあった場合に理由なく断るといことはほとんどしておりません。ですから、非常に大変ですが、でも運転手の方々はそれを理解してくださって一生懸命やってくださっているのです、一時的に運転手さんが減ることはありますが、何とか今までやってきているということです。

ちなみに申し上げますけれども、去年の10月にここで発表させていただいたときから新たに2名の運転手さんが登録されて、少し余裕が出るようになりました。さらに1名、昔やっていた方がまた新たに運転手さんで復帰されるということもありましたので、今は一応運転手さんの数についてはほぼ十分かなというふうに思っております。

以上です。

**【委員】** では、さっき、何か20人って言われたのですか……。

**【会長】** すいません、委員。国分寺市の方、何か補足はありますか。

**【国分寺市】** 国分寺市でございます。補足で。ご質問のような状況はございますけれども、市町村のほうといたしましても大きな支障は出ていないという認識でございます。ドライバーの皆さんも高齢化等によりまして人数のほうは減っている状況はございますけれども、今のお話のように、新しい方の補完のほうも努力していただいております、状況は良好ではないのですが、大きな支障には至っていないというふうに認識しております。

**【委員】** どうもありがとうございます。

**【会長】** ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。特にありませんでしょうか。

それでは、特定非営利活動法人地域福祉ネット・結からNo. 20の特定非営利活動法人ゆうらんせんまでの10団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するということにご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【会長】** ありがとうございます。それでは、ご異議はないようで、了承と決定いたします。

ここで休憩を10分ということで、14時30分から開始ということでよろしいでしょ

うか。14時30分が開始ということでお願いいたします。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、引き続き、No. 21の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえから、No. 28の特定非営利活動法人にあい福祉サービスまで、8団体の審査を一括して行います。

それでは、所管の狛江市から順に補足説明がありましたらお願いいたします。

【狛江市】 狛江市でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、No. 21、NPO法人ハンディキャブこまえについて、ご説明をいたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。昨年11月29日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認をし、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の高齢ドライバーは3名おります。運転者の健康管理等については、全乗車員に対し運転日報等を活用し、健康状態の確認を行うほか、健康診断の受診等により体調の把握に努めている状況をご報告いたします。

補足は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。それでは、稲城市の方。

【稲城市】 稲城市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

No. 22、社会福祉法人稲城市社会福祉協議会についてご説明させていただきます。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。令和元年11月22日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認をいたしまして、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の高齢ドライバーは3名でございます。運転前にはドライバーに体調などの確認、声かけを実施しているところでございます。

なお、現状につきましては、利用者的高齢ドライバーに対する不安の声は、いただいているところがございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、青梅市の方、お願いいたします。

【青梅市】 青梅市でございます。よろしくお願いいたします。

No. 23、特定非営利活動法人青梅運行サービスについてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。令和元年



11月14日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、前回の特別幹事会から本日までに有効期限を迎えている運転免許証につきましても、更新していることを確認しております。

また、高齢ドライバーの状況ですが、当法人には70歳以上の運転協力者が4人おりますが、年1回の健康診断の受診と、その内容の把握、運行前の対面による体調確認を行っております。

なお、遠距離運行の依頼は行っておりません。

続きまして、No.24、同じく特定非営利活動法人青梅運行サービスの変更協議についてでございます。変更となるのは、運送の対価以外の対価でございます。変更の理由につきましては、スカラモービル、移動式階段昇降機は、近年バリアフリー化が進み、ここ数年間は利用実績がないこと。また、機材の老朽化を理由にサービスを廃止するということでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。それでは、福生市の方、お願いいたします。

【福生市】 福生市でございます。よろしくお願いいたします。

No.25、社会福祉法人福生市社会福祉協議会についてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回申請からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。昨年11月25日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適切に管理運営がなされている状況をご報告いたします。高齢ドライバー3名についての対応でございますが、運転前、運転終了後にドライバーへの体調の確認、声かけなどを実施しております。

続きまして、No.26、特定非営利活動法人ケアサービスいずみについて、ご説明いたします。前回申請からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。昨年11月26日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類の確認を行いました。使用車両につきましても確認し、適切に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、運転者は全員70歳以下で、高齢ドライバーはおりません。運転者は運転前、運行後に対面確認を行うなど、健康管理に努めております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。それでは、瑞穂町の方、お願いいたします。

**【瑞穂町】** 瑞穂町でございます。よろしくお願いいたします。

No. 27、社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会及びNo. 28、NPO法人にあい福祉サービスについてご説明いたします。こちらは両団体とも更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。

No. 27、社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会については、令和元年11月12日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

No. 28、NPO法人にあい福祉サービスについては、令和元年11月13日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。また、高齢者ドライバーについては、ご本人に健康診断の受診を促すとともに、ご本人自身からも積極的に受診をしている状況を聞いています。また、乗車前には対面チェックを行い、運行状況を確認しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご意見、ご質問等ありますでしょうか。どうぞ。

**【委員】** 福生市の福祉協議会の中で距離数が載っているのですけれども、車両で平成12年ということなので、今年6月で20年になってしまう車両があるのですけれども、それぐらいたつと修理する部品ももうほとんどなくなってきてしまう状態だと思うのですが、大体これをあとどれぐらい使うご予定かとか、やっぱりそうなってくると整備のほうからして、車検は通っているかもしれないのですけれどということで、そういう入れかえの予定があるのかないのかという、それについての質問です。

**【会長】** どうでしょうか。当事者団体のほうから、社協のほうから、お願いいたします。

**【福生市社会福祉協議会】** 福生市社会福祉協議会と申します。よろしくお願いいたします。

おっしゃるとおりで、車両のほうはかなり古くなってきているというのは事実でございます。今、協議会の中でも、その車両をどのようにやっていくかというところは、検討中でございます。車両を新しくするよとか、今のままで数年いくよというところの、先ほど委員がおっしゃられた、何年までやるよとかというところは、実ははっきりとまだ決まっておりません。

ただ、おっしゃるとおり車検が通った後でも、ここに不備が出てくるかなというところは、自動車屋さんとお話をさせていただきながら、今、運行をさせていただいている状況でして、車両の確保というところは、うちだけの問題ではなく、市のほうとも協議をしながら、ちょっと進めていかなければいけないというのは、実感しているところではあります。

【委員】 何で質問したかという、うちが2007年に入れたシエンタという車両がありまして、それがトヨタで一番最初に10万キロや20万キロいったのです。そうしたら、トヨタで車検を無料でやってあげるから、どこがどう壊れるか見させてくださいって形になって、やっぱり20万キロを超えてしまうとトヨタは何も補償できませんというぐらいな形で、トヨタの場合そのような形なので、距離数いってなければいいかなと思ったのですが、20年たってしまうと、昔とある会社であったケースは、エンジンがパリンという音がして、エンジンが割れてしまったというケースがあって、目に見えないひびとか入っていたりして、20年たつと耐久性にもものすごく問題が出てきて、瑞穂町で途中でとまってしまったりとかしたら、かえてそれを救援に行ったりとかするのが大変だなという形で、それでちょっとどんな感じかなと思って質問した次第です。ですから、利用者の安全というか、その面での質問でした。

以上です。

【会長】 どうぞ。

【委員】 ハンディキャブこまえさんで、ご利用料金のところ、No.58のところ、6番目に乗降介助は原則いたしませんとあるのです。これは僕は福祉有償という、車に乗せる前後の身体介助があるから福祉有償というふうに言っていると思うのですが、それがはっきりと乗降介助は原則いたしませんということは、どういう意味なのでしょうか。

【会長】 それでは、当事者団体のほうからお答えになっていただけますか。

【ハンディキャブこまえ】 ハンディキャブこまえでございます。従来から私どもは、いわばヘルパー資格等は、まま持っている方もいますけれども、基本的には要求しないと。このレベルで身体介助に当たるような行為については、控えたほうがいいたろうという考えで、一貫して20年やってまいりました。常識的な範囲でドア・トゥ・ドアとは言いながら、玄関先の車椅子を車両まで誘導するぐらいのことはやりますけれども、敷地に入るとか、玄関の中でということは、一貫してやっていないところでございます。

【委員】 ということは、例えば車椅子に乗っている方で、例えばリフトとか、スロープとか、そこら辺の乗降介助もしないということですか。

【ハンディキャブこまえ】 スロープも玄関先から道路際までつけて、車椅子を誘導される方もいます。リフトというのは、家の中……。

【委員】 いや、車です。車の乗降だから。

【ハンディキャブこまえ】 車の近くまでおいでいただいて、玄関から出ていただいて、そこからももちろんリフトへ私どもがお乗せします。身体介助というのは、いわゆる介護保険上の概念の身体介助みたいなことはしませんという意味です。

【委員】 ただ、これ、乗降介助と言うと乗車するときですよね。降りるときとか乗るとき。それを乗降介助と言いますよね。今、言われている住宅への出入りというのは、また別のものですよね。その介助については、別問題というか。

【委員】 定義が違う。

【委員】 そうそう。定義が違う。だから、乗っている例えば乗用車が、セダン型でもいいのですが、要するに車椅子に乗っている方がいて、車椅子の方が車のそばに来たときに、要するに自分で立てないという場合に介助して立たせて、座席に乗せ移すと。その後、車椅子をたたんでしまうならししまうということが乗るときの介助ですよね。

【ハンディキャブこまえ】 うーん……。

【委員】 え？ それもやらないということですね。そうですか。そうすると、狛江のほうでは運転手さんは運転するだけということになりますね。

【ハンディキャブこまえ】 乗降介助の概念といいましょうか、ちょっとすれ違いがあるみたいですが、介護保険上も通院等乗降介助みたいなこともありますけど、あれは基本はヘルパーさんが運行する場合のことです。私どもは基本的にドア・トゥ・ドアであります。ドアから出ていただいた方について、もちろんリフトまで車椅子を誘導しますし、乗っていただきます。ただし、車椅子の方を、例えば車椅子車両ではない一般車両、セダンに乗せかえるみたいなことは、私どもは基本的に想定していません。やってないということですね。そもそもセダン車両を使っていないのです。

【委員】 というと、これ、今、言われている部分でいうと、書面をちょっと変えたほうがいいのではないですか。

【ハンディキャブこまえ】 そうですか。

【委員】 利用する人も勘違いするのではないか。その下に添乗員はつきませぬのと

ありますけれども、そうすると何か乗降介助するのに、介助が必要な方は特別お金を払って、添乗員を雇わなければいけないのかなというような意味になるのではないかなと。

【ハンディキャブこまえ】 料金表のことですね。

【会長】 狛江市の方、いかがでしょうか。委員からそういったような提起があったのですが。文言についての変更。

【狛江市】 狛江市でございます。もう一度、ハンディキャブさんで見直しをさせていただいて、委員のおっしゃるとおり、市民の方が混同しないように、わかりやすい表記にさせていただきたいと思います。

【会長】 その上で支局のほうに持って行っていただくということで、お願いいたします。委員、よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 どうぞ。

【委員】 ちょっとつまらないことですが、さっき高齢ドライバーというふうにおっしゃった方がいらっしゃるのですが、年齢は何歳からをここでは高齢ドライバーと言うのですか。

【会長】 特に何歳以上ということは、今までの議論の経緯を見ますと、75歳でしたっけ。ここでの議論は75歳。70歳のところもある。

【委員】 一応これ70歳のバーで判断していますので、70歳かな。

【会長】 70歳ですか。

【委員】 そうすると、何か正確に言ったほうがよくて、70歳以上のドライバーはいませんと言っていたほうが、高齢ドライバーと言うと65歳と一般的に認識しますので、これが外に出ていったときには、65だとみんな思いますので、そこはちょっと整理しておいたほうがよろしいのかなと思います。

以上です。

【会長】 今、先生にご提起を受けたもので、どうでしょうか。私は75歳かと思ったのですが、70歳という声が上がったもので、厚労省と国交省で違うのかなという感じがしました。

【委員】 一応、協議の制度上では、この年齢以上を高齢者と定義して、そこをより詳しく見ていきたいと思いますというような決めは一切ありませんので、今、多分70歳を超えたときに、団体さんにどのような対応をされているのかというのを協議会の中でヒアリング

をしていただいている状況がありますので、そういった協議会の今の趣旨で、皆さんがそれであるということであれば、70歳以上ということをはっきり示した上で、この協議会の中で把握に努めていければいいのかなと思っておりますが、制度上の何歳以上というのはありませんので、協議会の中でどうしていくかというのを考えることが重要だと思います。

【委員】 運輸支局の人と同じ意見なのですが、基本的に70になったら毎年チェックしましょうとか、何らかのチェックをしましょうという意味での年齢という位置づけだろうと思うのです。世の中で言われている高齢ドライバーは、何となく悪者みたいになっているのですが、逆走するのは高齢ドライバーと一般の若い人と、ほとんど同じなのです。何で逆走が高齢ドライバーがダメかという、逆走した後の処置がうまく対処できない。そこが問題だということで、高齢ドライバーを気をつけようというのはそういうことなのです。

だから、もう少し厳密に問題を考えていって、福祉有償運送の任に当たるに不自由はないとか、安全上、問題ないとか、そういうことがある程度できたら、それでいいと思うのですが、安全というのは完全ではないので、チェックをしてもこれでよしというラインはないと思いますが、ある程度そういう形で考えていったほうがよろしいのかなと。でないと、ドライバーがいなくなってしまうかもしれないということもございますので。

以上です。

【会長】 すいません、そうすると、先生のご提起は、ここで一応、高齢ドライバーの定義はしておいたほうがいいのかということなんでしょうか。

【委員】 高齢ドライバーはいませんという言葉が出てきたので、福生市では定義をしているのかというふうに私は認識をしてしまったものですから、70歳というか、安全なドライバー、できるだけ若い人たちの年齢。高齢ドライバーは言いやすいので、だから、定義はちゃんとしておいたら。ここでの基準はどういう基準で考えますということだけははっきりしたほうが、年齢の基準はないということだったら、それはそれでいいと思うのです。

ただし、年齢の基準はないけれども、70になった場合には毎年、主体者がちゃんとチェックしましょうというのも悪くないことですので、そのあたりのルールは一定程度、それぞれの団体が持っていたほうがよろしいのかなという気がします。あまり強引に70以上はダメだよと言うと差別みたいな話になりますので、社会的に皆さんの合意が得られるような言葉で理解しておくことが必要だと思います。

以上です。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局、東大和市でございます。ただいま年齢要件の件で議論いただいているところですが、一応、資料で言いますと2の資料で各市からの需給状況等の一覧等でご提出いただくわけなのですが、それぞれの団体さんのいわゆる年齢の部分につきましては、70歳以上のドライバーの対応という形で統一させていただいております。この中で該当者がいないとか、それから、こういうような対応をしておりますとか、対面チェックをしておりますとか、そういう形で一応、定義づけをしているわけではございませんけれども、当運営協議会の中では70歳以上というところで線引きをさせていただいて、対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

【会長】 それでは、今、事務局からご説明があったとおり、一応それで、この場での整理ということでよろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】 青梅運行サービスさんですが、そこでスカラモービルが古くなったので、料金のその部分は削除しますと出ているのですけれども、それはスカラモービルを使わないということですか。

【会長】 どうぞ、当事者団体。

【青梅運行サービス】 青梅運行サービスです。スカラモービルの利用は、要望がもうここ何年もないということもありまして、廃止の方向です。

実はこれを導入した時点で、もう10年ほど前になるのですが、甚だお恥ずかしい限りですが、青梅市の議会棟が3階にありまして、その3階に上がるのに車椅子の方が上がれない階段しかない状態だったのです。そういうことも踏まえて、また、鉄道もまだ全部の駅にエレベーターができていない状態でしたので、そういう社会情勢を踏まえて導入に踏み切ったのですけれども、それからもう急速に、青梅市のほうも当然、新庁舎になりましたし、市営住宅にもバリアフリーの住宅ができてきたり、都営住宅もそうです。そういう社会情勢の変化によって、利用の要望自体がなくなったので、それでここで機械の整備を改めて見たときに、大変負担になる。実際、買いかえなければいけないぐらいな状態になっていますので、機械が110万するのです。操作も大変に熟練が必要ということもありまして、今回、思い切ってサービスを廃止にしていきたいと思いました。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかにご質問、ご意見ありませんでしょうか。

それでは、特になければ、No. 21の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえから、No. 28の特定非営利活動法人にあい福祉サービスまでの8団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承することでご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、了承いたします。

説明する方の入れかえをいたしますので、5分ほどお待ちください。

すいません、1団体来ていないそうですので、少々お時間をください。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、今、15時05分ですが、引き続きNo. 29の八王子保健生活協同組合から、No. 36の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉までの8団体の審査を一括して行います。所管の八王子市から順に補足説明がありましたら、よろしくお願いたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、No. 29、八王子保健生活協同組合の変更協議についてご説明いたします。

変更となるのは、運送対価以外の対価でございます。迎車回送料金が1回200円であったところ、1回250円に変更を希望しております。変更の理由につきましては、ガソリン代等の上昇により、現在の対価での運営が採算上、厳しくなってきたことから対価を上げるものでございます。

続きまして、No. 30、特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうについてご説明いたします。こちらは更新登録になります。

前回からの変更は、事務局説明のとおりでございます。昨年11月15日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。

なお、使用車両に係る変更届については、昨年12月26日に東京運輸支局に提出済みであることを確認しております。

70歳以上の運転協力者は4名となります。運転協力者には健康診断の受診及びその状況の把握と、対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。

続きまして、No. 31、特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターについてご説明いたします。こちらでも更新登録になります。



昨年11月13日と本年1月16日に法人事務所を訪問し、運行記録等の書類を確認いたしました。使用車両及び新規入れかえ車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者はありません。運転協力者には、健康診断の受診及びその状況の把握と対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。

続きまして、No. 32、社会福祉法人もくば会についてご説明いたします。こちらも更新登録になります。昨年11月15日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認をし、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者は1名となっており、内部で送迎業務を主としているとのことです。運転協力者には、健康診断の受診及びその状況の把握と対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。また、全ての保険証の有効期限が令和2年2月8日となっておりますが、現在、更新手続きが済んでいるところでございます。

また、八王子501ぬ4798の車両の車検証については、現在、有効期限が令和2年2月17日となっておりますが、更新中であることを確認しております。新しい車検証は、運輸局提出の際に差しかえをいたします。

続きまして、No. 33、特定非営利活動法人八王子移動サービスネットワークについてご説明いたします。こちらも更新登録になります。昨年11月13日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者は1名となっております。運転協力者には、健康診断の受診及びその状況の把握と対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。

続きまして、No. 34、特定非営利活動法人自立生活センター日野についてご説明いたします。こちらも更新登録になります。昨年11月12日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認をし、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者はありません。運転協力者には、対面での点呼を行っており、健康状態等を確認しております。当該団体は、令和元年12月4日付で、名称を特定非営利活動法人サポート日野から、特定非営利活動法人自立生活センター日野に変更しております。名称変更後の書類の差しかえは済んでおります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、多摩市の方、お願いいたします。

【多摩市】 多摩市です。よろしくをお願いいたします。

N o. 3 5、N P O法人自立生活センター日野についてご説明いたします。こちらは更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。こちら昨年1月12日に八王子市担当者の方と法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転手はおりません。

続きまして、N o. 3 6、N P O法人ハンディキャブゆづり葉についてご説明いたします。こちらでも更新登録になります。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。昨年11月15日に法人事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理運営がなされている状況をご報告いたします。70歳以上の運転協力者は7名です。65歳以上の運転者につきましては、独立行政法人自動車事故対策機構の適性診断を受診し、その結果をもとに保健師が個別面談を実施し、運転者自身の日々の健康管理に対する意識を向上させるとともに、状況を確認しております。

なお、本団体につきましては、75歳定年制を設けております。

また、様式2の運転者要件一覧表の中で、N o. 2 1の運転者の運転免許の有効期限が令和2年2月7日までとなっておりますが、令和5年2月7日に更新されたことを確認しております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。それでは、委員の皆様方のご意見、ご質問等がございますでしょうか。

【委員】 八王子市の方にお伺いしたいのですけれども、私、タクシーの労働組合の代表で参加しています。

八王子市で料金の改定が出ているのですけれども、八王子市ではタクシーの福祉券を出されていますね。福祉券はタクシー以外にも福祉団体というか、有償運送でも使えるようになっていると思いますし、そのほかガソリンスタンドでも使えるようになっていると思うのです。この福祉のほうでガソリンスタンドというか、ガソリンをどのぐらい使われているかというのは把握されているのでしょうか。

【八王子市】 市のほうでということですか。

【委員】 発行枚数がおよそ聞いているのですけれども、そのうちの3分の1がタクシ

一の利用者と聞いているのです。3分の2ぐらいがガソリンの利用に振り分けられていると聞いていますので、そこが福祉有償のほうで、利用者がそれを利用されているのかどうか。それをどのぐらい把握されているのか。

【八王子市】 私どもは高齢者いきいき課という所管でして、障害者福祉課で把握しているか、ちょっとこちらではまだわからないのですけれども、把握しているとしたら障害者福祉課のほうで把握しているのですけれども、こちらでは今わかりかねます。すみません。

【会長】 それでは、後ほど障害者福祉課の方に聞いていただいて、事務局のほうにお伝えになっていただけますでしょうか。事務局のほう、よろしいでしょうか。それを委員のほうに伝えていただけますでしょうか。

どうぞ。

【委員】 まず、もくば会さんなのですけれども、ドライバーさんが12名から9名に減っているところ、利用者さんが22名から32名に増えているという形なので、ドライバーさんへの負担とか、そこら辺はどのように変わっていますかという質問です。

【会長】 これは当事者の方に答えていただけますか。

【もくば会】 利用者さんのほうは、コスモさん等のほうの移管がありまして、利用者さんは大幅に増えたのですけれども、ドライバーのほうも事実上は減っているように見えるのですけれども、前の段階のときは名前だけの方もいらっしゃったので、年齢的なものもありまして、そちらの方にはリタイアしていただいて、今、新たに入った方と合わせて動いている状況なのですけれども、実質ほぼフル稼働なのは間違いないです。

【委員】 承知いたしました。やはり利用者が増えてドライバーが減ってしまうと、最近、働き方改革がこの場にそぐうかどうかわからないのですけれども、負担がかかり過ぎてしまうと、安全な運行にちょっと支障が出るのかなと思いついての質問でございました。

【もくば会】 そちらについては、一応、もくば会の中で皆さん非常勤職員登録をしまして、時間数は把握しておりますので、その時間数を超えないように皆さんに働いてもらうようにしています。

【委員】 ありがとうございます。あと、多摩市さんについての質問よろしいですか。多摩市さん自身は、たしかタクシーの都内で距離短があったときに、わかりやすく言うと410円にしてみてもどうかとか、いろいろな実験をしていると思うのですけれども、そういうことが多分、タクシーですとドア・トゥ・ドアになるので、福祉有償運送と結構かぶる

と思うのですが、あの実験が終わった後は、今度クロネコと組んでいろいろやったりとかしてるのですが、それがこの需給の状態に影響しているかどうかということ。ですから、今後そのような取り組みが、前、東久留米さん、今度3月16日からデマンドが始まるという形で、70歳以上という形なので、ですから、どちらかというとなれ都市計画系のほうの話なので、福祉の有償運送ではないのですけれども、利用者からしてみれば久留米市が2月から募集したらものすごい勢いで、なぜかというのは、東久留米市というのは総合病院がなくて、小平市の昭和病院さんと、あと東村山の北部医療センター、ここまで70歳以上の方がデマンドの1時間前に利用すれば500円で行ける。すると、これは福祉有償運送とかぶるところも結構あったりとかするので、今日はまだご準備ないと思うのですが、そういう新しい、都市計画系のほうになってしまうのですけれども、そのような情報もあれば、いろいろ多摩市さんもトライしていらっしゃるのでは、それでどうなっているかとか、そのようなものこれに入ってくださいと需給のこととかよくわかると思いますので、そのような情報を今度いただければありがたいかなと思いました。

以上です。

**【多摩市】** お話のほうは伺わせていただきましたので、戻りまして都市計画のほうで、確かに実証実験のようなこともやっておりますので、その状況は把握するようにいたします。

**【委員】** よろしくお願ひします。

**【会長】** では、その件もまた事務局のほうにお伝え願えないでしょうか。お願いいたします。どうぞ。

**【委員】** 八王子市さんの移動サービスネットワークさんで、会員登録114名いるのですが、料金表の中に、その他の料金の中で車椅子使用料というのがあると思うのですが、車椅子を使っている方で、ここでもって車椅子を借りて、福祉車両に乗るときに、車椅子に乗ったまま乗らなければいけないという方がどれくらいおられるか、ちょっと確認したいのですが。

**【会長】** これは当事者団体の方からよろしいでしょうか。今のご質問、当事者団体の方、お答えをお願いします。

**【八王子移動サービスネットワーク】** 10人ぐらいはいると思います。

**【委員】** 10人ぐらいが、要するに車椅子を借りて、そのまま福祉車両に乗らなければいけない。座席ではなくて車椅子のまま乗らなければいけないという方が10人おられ

るということですね。

【八王子移動サービスネットワーク】 そうですね。

【委員】 なるほど。それで、車椅子に乗ったまま乗用車に乗るときに、車椅子を固定するのに、固定しやすいように例えば車椅子で言うとアームレストがあるのですけれども、アームレストの中に、下に板があるのですが、それがあのために腰をベルトでもって押さえ切れないという事態が起きるのですけれども、そういうような安全な車椅子を要するに採用しているかどうか、ちょっと確認したいのですけれども。

【八王子移動サービスネットワーク】 車椅子に乗せると、まず最初に車の中で固定するようになっています。それから、ベルトを使いますので、ほとんど動きません。

【委員】 ご存じかもしれませんが、最近、NHKで番組に出ましたけれども、車椅子をちゃんと固定して、安全ベルトを通そうとしたら、要するに車椅子のアームレストの上を通してしまったのです。そのために40キロでもって車がぶつかったときに、運転者は無傷。座席に座っている方たちは軽い傷しか負わなかったのです。車椅子に乗っている女性の方だけが即死なのです。なぜかという、安全ベルトが胸の位置に来て、それで肋骨を折って心臓を圧迫したために、時速40キロでぶつかったのですけれども、亡くなっているのです。だから、そういう安全な車椅子を用意しているのかということを確認したいのです。

【八王子移動サービスネットワーク】 車椅子の固定と、車椅子を固定するベルト、3つとも別になっていまして、車椅子に乗った人のシートベルトは、車椅子を固定するのは別に車の中で固定されます。

【委員】 車椅子ですけど、そういう安全の規格に沿った車椅子が、例えばトヨタですとウェルチェアという商品名で売っていますし、マツダは車椅子メーカーのほうで、ちゃんと衝突時のGに耐える車椅子というのが今、出ているのですけれども、そういう車椅子を採用しているかどうかということなのです。

【八王子移動サービスネットワーク】 車椅子を引き上げたときのベルトが、前の方向の固定です。その後、後ろのほうへの固定は、ベルトを引き直すと自動的に後ろと前がちっと決まるようになっていきます。新しい車椅子でなくて前から使っている車椅子ですから。

【委員】 ちなみに、車椅子にヘッドレストはついていますか。

【八王子移動サービスネットワーク】 ついていません。

【委員】 ついていない？

【八王子移動サービスネットワーク】 はい。

【委員】 わかりました。

【会長】 何かもし委員から条件とか。

【委員】 ぶつかった衝撃で、つい最近、例えば富山とか北海道で起きた事件で、40キロぐらいのスピードで車はぶつかっているのです。それで、運転席の前のヘッドランプが壊れたぐらいなのです。だから、もちろん運転手は無傷。それから、座席に座っている方たちは、高齢者は軽い傷しか負っていないのです。ところが車椅子に乗って、車椅子を固定した人だけが亡くなっているのです。それが今ここに来て3件ぐらい起きているのです。ですから、車椅子をお貸しするのだったら、そういう基準を通った安全な車椅子を用意したほうがいいのではないのかと僕はアドバイスをしたわけです。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。その辺は自治体の方も留意していただいて、よろしく願いいたします。ということでよろしいですね。

【委員】 はい。

【会長】 もし委員のほうで材料があれば、事務局のほうに出していただければ、各自治体に周知するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

【委員】 そうですね。実際に今、北海道の函館支局のほうで放送内容のPDFをとってありますので、もしあれだったら送ります。

【会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方でご質問、ご意見等ありますでしょうか。委員、よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 特にありませんか。

それでは、No.29の八王子保健生活協同組合から、No.36の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉までの8団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというので、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、異議なしということで、了承と決定いたします。ありがとうございました。

以上で運営協議会に協議申請された事項の審査を終了いたします。団体、協議会、対象

自治体の方はお帰りいただいても、傍聴されても構いませんので、この後、5分休憩いたしますので、開始時間は15時30分過ぎとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

( 休 憩 )

【会長】 それでは、再開させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、次第の5番、議題(3)多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正について、事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 それでは、事務局よりご報告いたします。

昨年9月に、多摩地域福祉有償運送運営協議会運営方法等の見直し案に係る意見聴取について調査をかけさせていただき、各委員、各団体、各市町村から多くのご意見をいただき、ありがとうございます。いただいた回答につきましては、おおむね賛成のご意見をいただくことができました。いただきました回答の中でご質問等があった事項につきましては、資料4、多摩地域福祉有償運送運営協議会運営方法等の見直し(案)調査の質問事項に対する回答にまとめてさせていただきましたので、資料4をごらんいただきまして、これにつきましてご説明をさせていただきます。

A4の横判のものになります。こちら①としまして、運営協議会と特別幹事会の一本化及びブロック幹事会の廃止についてでありますけれども、ブロック幹事会につきましては、10年以上開催されていないため、廃止しても問題はないものと考えております。また、これまで特別幹事会の役割であった事前書類審査につきましては、副代表市町村が事前書類審査を行った上で、代表市町村へ運営協議会で審査する書類を提出した後、運営協議会にて審議を行うという手法を考えております。

②といたしまして、協議が成立しなかった場合の対応についてであります。まず協議対象市町村が団体から提出された書類を適正に確認を行っていただくことが必要であると考えます。適正に書類確認を行えるよう、これまであった書類確認マニュアルを、特別幹事会事務局の清瀬市においてさらに書類確認が適正に行えるように修正を行っているところであります。修正後、各市町村へ改正したものを送付する予定でありますので、こちらを利用して、今後の書類確認の漏れ等がないよう徹底していきたいと考えております。

また、運営協議会委員に対する運営協議会書類の送付時期を早め、事前に各委員から疑問点を質問してもらい、運営協議会までに疑問点を解決するようにしてから運営協議会で審議を図るなどといったことも考えていきたいと考えております。

③といたしまして、更新書類の簡素化についてご意見をいただきました。更新書類、更新期間につきましては、運営協議会で規定することはできません。後ほど更新書類の必要性等につきましては、運輸支局のほうからご説明をお願いをしているところでございます。

次に、④といたしまして、委員構成についてであります。主宰区域内で福祉有償運送を運営しているNPOの代表委員については、増員の2名とし、市町村委員については、ブロック幹事会を廃止することに伴い3名とし、協議会内のバランスを考慮し、適正な運営体制が行える委員数としました。また、急な欠員等も考え、委員数については「以内」の表記をつけさせていただきました。

⑤といたしまして、情報共有・勉強会の実施についてであります。以前から複数の委員から提案やご発言があり、多摩地域の移送サービスについて、各市町村、各団体、各委員の情報共有が必要であると考えております。情報共有事項については、各委員、各団体、各市町村へ年度当初に調査を行い、その年の運営協議会情報共有事項を取りまとめた上でテーマを検討することなどを考えております。開催については、運営協議会で議題の審議が終了した後のその他や、運営協議会後に設定することを検討しております。

以上が調査を行った際にいただいたご質問への回答であります。

運営協議会運営方法の見直し調査の際にいただいたご意見をもとに、資料5のとおり、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱（案）を作成いたしました。改正内容につきましては、同じくお手元でございます資料6、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱新旧対照表を用いてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、左側が改正後の案でありまして、右側が改正前、現在の要綱でございます。基本的にはブロック幹事会を廃止しまして、特別幹事会と運営協議会を一本化することに伴い、両名称を要綱から削除するものであります。

それ以外の改正箇所につきましては、順次ご説明をさせていただきますので、要綱改正（案）、資料6の2ページをお開きください。第5条につきましては、これまでボランティア団体の代表としていたものを主宰区域内で福祉有償運送を運営しているNPO等の代表と改めました。また、これまで福祉有償運送を運営しているNPO等の代表委員は1名でしたが、委員全体のバランスを考え、2名に増員としました。市町村委員については、幹事会を廃止することに伴い、幹事会構成市町村からの委員選出がなくなります。そうしますと現在より市町村委員が4名減となりますので、市町村委員を確保するため、次々年度、次の次の年度の市町村代表となる自治体を市町村委員として加えることといたしました。また、



定数の人数について、「以内」の表記をさせていただき、これは急な欠員委員が生じた場合等にも対応できるように「以内」という文言をさせていただいたものでございます。

次に、3ページ、4ページの第8条、第8条の2につきましては、ブロック幹事会、それから特別幹事会に関する規定でございますので、この規定を削除するものであります。以下、この8条、8条の2がなくなったことに伴いまして、条文等が繰り上がること等の修正も行っております。

続きまして5ページをお開きいただきたいと存じます。9条以降につきましては、ただいまご説明したとおり、8条がなくなったことにより1条ずつ繰り上げ、11条については、枝番がついていたものを枝番をとりまして条別に条に繰り上げたという形になっております。また、幹事会、特別幹事会の廃止に伴い文言の整理等を行っております。

次に、7ページをお開きください。別表の2につきましては、委員の報酬額を改正しようとするものであります。会長職につきましては1万円を1万3,000円に増額したいと考えております。理由といたしましては、運営協議会での審議事項、協議事項について事務局等との事前調整に時間を割いていただいておりますので、会長職のその負担を考慮しまして改正をしたいと考えております。また、学識経験者以外の委員につきましては、現状3,000円を7,000円に増額いたしました。この理由といたしましては、多摩地域の広範囲からこちらのほうへ集まっていたいただいております、交通費等の負担でありますとか、そういったことを考慮して改正を考えているものであります。また、当東大和市の公共交通会議の報酬額等も参考にさせていただき、7,000円という設定をさせていただいたものでございます。学識経験者の委員の方につきましては、これまでと同様の1万円と考えております。

次に、別表3の基本負担金についてでございます。こちらは各市町村からの負担金ということでございますけれども、特別幹事会及びブロック幹事会の廃止等につきまして、必要としない費用が生じると考えられますことから、現在の基本負担金7万円から5万円に減額しようとするものでございます。附則といたしまして、この要綱を令和3年4月1日から施行するものであります。令和3年度から適用する理由といたしましては、現在ご就任いただいております委員の任期が令和3年3月31日までであること、また、負担金の改正等を伴いますため、令和2年度からでは各市町村の対応がちょっと厳しいのではないかとということを考慮しまして、令和3年4月1日からの施行と考えたものでございます。

要綱の新旧対照表の説明につきましては、以上でございます。

以上が多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱の改正の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。こういったものをご提案させていただいたというのは、他の運営協議会、他の市町村の運営協議会や、またNPOの方の負担、そういったことを考えまして、最も合理的な形で考えさせていただきました。いろいろと事前にご意見はお聞きしましたので、できるだけ反映させたものであります。

そこで、これから委員の皆様のご意見、ご質問を受けるわけですが、ぜひ前向きに議論していただければと思います。

以上です。

失礼いたしました。運輸支局から、すいません。

【委員】 では、いただいたご意見の中で更新申請の書類の簡素化について回答させていただきます。

こちらのご意見につきましては、貴重な情報と受けとめまして、機会を捉えまして、今、資料、後ほどのほうにも掲載があるのですが、自家用有償運送制度については、この運営協議会のあり方そのものも含めまして見直しを検討しているところでございますので、そういったところで機会を捉えまして、私どもとしましても、事務局ですとか、国土交通本省のほうに機会を捉えて意見を上げさせていただければと思います。

ただ、今後どうしていくかというところで、全国的に今、同じような取り扱いをしている中で東京運輸支局だけ取り扱いを変えるということは非常に難しいということと、あとは、こちらが通常の今、事業用の運送の許可をとらずにやるという特例的な位置づけであるというところから、安全性の担保というのをかわりにとっていかなければいけないといったようなさまざまな側面がありますので、一定程度の現状の書類の添付というのをご理解をいただければと思います。

今後、今までも引き続き対応しておりましたが、団体さんのほうで書類がわからない、制度がわからない等々、お話がありましたら、直接、運輸支局のほうでも対応させていただきますし、各市区町村様のほうに入られました場合もこちらのほうにご相談いただいて、対応させていただくということも随時しておりますので、その点を踏まえてご理解をいただければと思っております。

運輸支局からは以上になります。

【会長】 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等、よろしくお願いいた

します。どうぞ。

【委員】 では、今の簡素化についての内容なのですが、今回のこの資料2-1というのをつくってもらっていて、各区市町村の需給状況というのをつくってもらったと思うのですが、これは今度の協議会のほうでも、附属資料という形ではないのですが、ぜひつけていただければという形です。

あと、この後、ちょっと提案しようと思ったのですが、これに関しては、各市町村さんに対しては都市計画系のほうの今後、コミュニティタクシーとかデマンドとかどんどん出てきて、ただそれがやはり70歳以上とか、障害のある方とか、そういうような形でこれと真っ向からぶつかる形というか、共存する形になると思うのですが、それは市のほうの税金が投入されるので結構安くなったりとかするという形があるので、これが需給にすごく影響を与える形が考えられますので、この資料2のうちに、さらに都市計画系のほうでのそういうような実証実験があったりとか、そういうものも入れていただければ需給状況に必ずしや、例えば東久留米ですと5年間、ワゴン車4台でデマンドをやるという形で、1時間前に予約すれば隣接市の小平市の昭和病院、あと東村山市の北部医療センターに行けるとなるので、すると、逆に言うところのNPOに打撃になってしまう可能性もあるかもしれないので、そうすると、そういうようなのもすごく情報共有とかになると思うので、資料の簡素化とは逆行するかもしれないのですが、そういう検討をしていただければありがたいと思います。

以上です。

【会長】 この需給状況等一覧については、運営協議会の国交省を通じてこれを出すことはたしか定められているのですね。2-1から、資料2。

【委員】 そうです。需給の話。

【会長】 ですから、それはこれからも出すということで。

それから、あと、今、委員からのお話で、都市計画法に基づく。

【委員】 都市計画課及び、あと、場合によってはまちづくり部とか、市によって名前が違うんですけど、今やはり高齢者の移送というのがものすごくポイントとなっていて、産業振興課系ですと買い物難民という形だったりとか、都市計画課とか都市基盤のほうですとコミュニティタクシーとか、デマンドとかやったりとか、コミュニティバスを走らせてしまうと赤字になってしまうので、そういうような形でコミュニティタクシーという形のものをいろいろなところがやったりとかしているの、そうすると需給に調整を与

える可能性が十分あると思いますので、部署が変わってしまうのですけれども、市の中でやっている事業なので、それをここにちょっと入れていただければありがたいという内容でございます。

【会長】 今、お話しいただいた内容はまたその他でお話ししていただいて、なおかつ、事務局のほうにその辺の情報提供もしていただけますでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 それは各委員、各市町村にお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問の方、いらっしゃいますでしょうか。NPO委員の方はいかがですか。

【委員】 まず、数の問題ではないと思われるかもしれませんが、NPOの代表の設定が1名から2名ということですが、個人的な私の意見としては、各ブロックから代表が出るのが地域の範囲が狭まるので望ましいと考えておりました。ですから、委員の選出のときに、地域指定で例えばブロックで北多摩東から出るというよりは、ブロックでばらけて出たりとか、私たちが考えなければいけないことなのでしょうけれども、そんな地域性とか、そういったことを考えて2名という数、仕方がないかな、全体的なバランスもありますものね。できれば4名が望ましかったとっております。

【会長】 事務局の方、すいません。NPOの委員の選出みたいな、これは、過去は、これまではどのような形でやっていたのでしょうか。例えばタクシー側委員については、それぞれの協会、業界団体をお願いして出していただいていたいました。NPO、ボランティアのほうはどうされていたのでしょうか。

【委員】 移動ネット多摩という移送サービス連絡会のようなもの、選出の会議がございまして、例えば私はその中で選出されてここにいるわけです。

【会長】 わかりました。では、それはこれからも同様でよろしいわけですね。

【委員】 はい。

【会長】 考え方としては、NPO側委員が2人なのですからけれども、利用者側委員をプラスすると3人という考えになりますので、それでバランスをとっています。いろいろとご意見はあると思いますが、全体の関係でそうなりますのでご理解いただければと思います。

ほかにも、委員、どうぞ。

【委員】 あと、最後、これはどうもありがとうございましたという形ですけれども、

⑤の情報共有・勉強会の実施についてという形で、こういう形で前向きに捉えていただければということと、あと一番下のどのようなことをやるのか、いつやるのかについては、これは入れる必要ないかもしれないですけれども、多分あと四、五年するとNPOさんのドライバー不足が、今、バスがものすごい大変になっていて、昨日も西東京市の公共交通会議で、西武バスさんがもうかっているのに、ドライバーがいないからという形で減便までしてしまっているのです。そうすると、そういうようなしわ寄せが必ず来ると思うので、その他でいいかもしれないですけれども、やはり合同、そういうようなNPOの移送の確保の説明会とか、自分の市とか区とかではやっているのはあるのですけれども、例えばひらけごまさんのように何個か重なっていると、そういうところで、こういうようなものがあるのですよみたいなものを、お手伝いみたいなものを各市とかができれば、結構NPOさんの存続のためにという言い方はおかしいですけれども、ちょうどこのところでドライバーがいなくてやめてしまうというのは資料の中にあると思うのですけれども、そういうお手伝いが万が一できるような形であれば、少しご検討しておいていただければNPO存続のためにいいのかなと思いました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。また新しい運営計画の形の中で、それはご検討していくということよろしいでしょうか。

ほかに、どうぞ。

【委員】 資料4ですが、そこに更新書類の簡素化についてということで、更新期間を5年にしてほしいというようなことが出ているのですけれども、今3年です。そうすると、だけでも、申請時期というのはどうしたってみんな重なっています。今回みたいに分けても、結局は限界があると思うのです。そういう意味では、書類を簡素化というよりか、この数を分散化するという方式というんですか、それが無い限り、これはもう永遠に続くのではないですか。というのが1つの疑問です。

あと、もう一つは、これは多摩地域という全部でリストが出ていましたけれども、えらい地域があります。もうそろそろほんとうに各地域で独立に運営協議会が持つという方向性というんですか、そちらのほうも1つの検討に値するのではないかと。そうすれば、要するに3年に1回という数、こんなに猛然と時間を詰めてやらなければいけない。要するに幹事会まで設けなければいけないというシステムそのもの自体が解消されてくるのか、場合によってはもう先ほども言いましたように、ブロックに分けてしまうとか、もう全部

ではなくて、ブロックに分けてしまおうとか、そういった方法でもある意味では書類の簡素化に匹敵するようなことが出てくるのではないか。だから、もともと幹事会もそうです。これだけ集中して申請があったので、それをいかに効率よくやっていくかという場合には、ああやって分散して幹事会みたいなものでやっていかなければ対処できないというのが根底にあったと思うのです。そここのところをちょっとこの改編のほうでは見えてこないというのを僕は危惧します。

【会長】 どうなのでしょう、今の委員のご意見に対して。

【副会長】 市町代表でのほうから1つ。資料10のほうのところにも少し今回、資料提供いただきまして、ご配付させていただきました。また国のほうでも少し先ほどお話があったかと思えます。現実的には、3年から5年への延長ですとか、そういったご要望があるということは承っているわけですけれども、基本的な制度的なものはこの場で決められるものでもないのです、ただ現実的に今回の要綱改正においては、先ほどもお話がありました幹事会と特別幹事会、2回に分けてNPO法人さんなどの団体さんにご説明をいただくという機会があるということは、要するにそれなりの大きな負担になるということもございまして、また、始めた当時につきましては、書類等がいろいろ不備等があつて差し戻しとか、いろいろな経緯もあつたということ。この経験がずっと積み重なってきて、書類等につきまして、また各市町村のご協力をいただきながら現地確認なども適切に行っている中で、こういったところで特別幹事会、幹事会という2段階制から1回の会議でも問題はないのだろうというところの中で今回になっております。

ですから、今、委員からお話がありました内容につきましては、これから先、国のほうでも議論を進めていく中で、結果として、各市町村においての地域公共交通会議の中でこういった審議が統括されるということも考えられる1つの案ではあるかと思っておりますので、そこは少し推移を見ていきたいと考えております。

以上です。

【会長】 委員、よろしいですか。

【委員】 だから、先ほども議論の中で出たと思うのですけれども、委員ですか、提案があったように、要するに交通は交通系のほうで別の動きをやっている。それから、福祉は福祉系のほうでこうやって福祉有償運送で動いている。ところが、そこがちゃんとネットワークというのですか、コミュニケーションをとりながらやっているのかというと、意外とそうでもないというのが今回も委員のほうから指摘があつたとおりだと思うのです。

ですから、このそれ自体の有償運送も多摩地域という全体の枠でまとまってやったほうが効率がいいのか、要するにいいアイデアが出てくるのかというのがここずっとつき合っていてやっていたけれども、広域でやっていて、あまりいいアイデアが出てきていないと。要するに、結局は個々の市町村ですか、そちらのほうの書類を片づけるというだけかなというふうにはしか見えないのです。だから、今、副会長が言われているように、その辺が建設的にそちらのほうに進むかどうかというところです。

【委員】 運営協議会のあり方についても、今のお話も踏まえまして、今後の検討の中で考えていける機会があればいいと思っています。

あと、期間についてはおっしゃるとおりでして、皆さんどの団体さんも制度発足から何年刻みとやっているのです、それが今、制度上だと期間がずれることがないような仕組みになっているので、そこが1点、課題でもあるのかというところは今わかりましたので、その点についてもちょっと検討はしてみたいかなと思っています。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにありますでしょうか。利用者代表の方からどうぞ。あと、タクシー業界の方お2人のほうからは特によろしいですか。では。

あと資料1、はい。

【委員】 広域でやっている、この福祉の協議会と、あと、私、単独の市でやっているところにも出ているのですけれども、正直、単独でやられている市の協議会のほうは、もう少し議論が白熱するといいますか、もっと細かい話をしているわけです。ここの協議会は、ほぼ市の方がほとんど全部まとめられて、報告で了承という形になるのですけれども、先ほど言われたように、地域でやられているほうがもっと地域に密着した議論が出ているのかなと思っています。そういう部分では、この協議会のあり方というのはもう少し確かに変わってもいいのかと思います。

以上です。

【会長】 ほかにはいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

いろいろご意見はあると思いますが、先ほども市町村代表、運輸支局の方が言われていたように、もうちょっと国の動き、今、地域公共交通会議の分科会という形で運営協議会を各市町村に置こうという動きもありますから、その辺を見ながら、また多摩地域の運営協議会も変わっていくと考えています。とりあえず再来年度実施ですね。再来年度は特別

幹事会と運営協議会を一本化するという形で、それでNPOと市町村も含めて皆さんの負担を少しでも少なくしていきたいということを大事にして、なおかつ情報とか、あるいは「委員からご提起があったような、そういうもし研修の機会があれば、そういったことも包含しながらやっていきたいと思います」ということです。できるところからやるということです。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、運営協議会の多摩地域福祉有償運送運営協議会要綱の改正について、ご了承されたということで、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に行きます。次第の6番の(1)の多摩地域福祉有償運送の運送者の登録抹消後の状況について、事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 事務局よりご報告いたします。お手元にごございます資料7、多摩地域福祉有償運送の運送者の登録抹消後の状況についてをごらんいただきたいと存じます。今回、1団体の抹消のお届けをいただいております。抹消した団体は、国分寺市の社会福祉法人けやきの杜であります。詳細につきましては、資料7に記載のとおりでございます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。委員の皆様、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【委員】 では、1個だけ。

【会長】 どうぞ。

【委員】 さっきからやはり共同で募集するとか、そういうのはやはりニーズがあるものの、その団体自体が維持できなくなってしまうというところに関して、この仕組みを通じて何らかフォローとか手助けができればと思いました。感想です。

以上です。

【会長】 よろしければ、委員の提案も事務局のほうにお願いできますでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 ちょっといいですか。

【会長】 どうぞ、委員。

【委員】 別の地域でこういう有償運送の運営協議会に参加しているのですけれども、やはり廃止するというような団体が出てきているのですけれども、その団体によく聞いてみると、意外と介護保険のケアマネさんあたりにこういうような有償運送があると、やっ



ていること自体が周知されてないと指摘しているのです。でしたら、もしそうであるならば、多摩地域なら多摩地域のせっかくこういう大きな塊があるんだったら、多摩地域でもっとケアマネさんに宣伝する、要するにこういうような移送手段があるというところを宣伝するというのも積極的にやっていったらどうかと。そうすれば、みんな塊でやっている意味あるのかというような気がしました。どうぞ。

【会長】 ありがとうございます。では、その辺についても次年度に引き継ぎ、申し送りと、よろしく願いいたします。

では、この件については、報告事項、これでよろしいですね。

それでは、認定講習会の情報提供について。次第の6番の2です。事務局よりお願いいたします。

【運営協議会事務局】 再度、事務局よりご報告いたします。お手元にごございます資料8、認定講習会の情報提供についてをごらんいただきたいと存じます。こちらは10月2日の特別幹事会におきまして、特別幹事会委員よりご提案のありました認定講習会の情報提供についてでございます。特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク様が実施している認定講習会の概要であります。見積額や工程など、今後、認定講習会の実施を考えている市町村や団体につきましては、ご参考にしていただければと思います。この情報につきましては、各市町村へ情報提供を行い、認定講習会の周知を図っていき、少しでもドライバー不足の解消へつながればよろしいかなと考えております。

事務局からは以上でございます。

【会長】 委員の方からご質問等、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

これも情報提供なのですが、何か委員から補足等ありますか。

【委員】 特にはないのですが、やはり個人負担のボランティア活動をするときに、講習を受けるに当たって案内が来るのですが、やはり1人当たり1万5,000から2万円ぐらいなので、その負担が少しやってみようかなという方にはハードルが高い金額にもなっているという現状があります。

【会長】 ありがとうございます。これは情報提供ですので、よろしいですね。

それでは、その他になりますが、これは私のほうから情報提供なので、資料9と資料10です。全国移動ネットから国交省に対して、道路運送法改正に向けた自家用有償旅客運送制度に関する要請書というものが出されましたので、あくまで情報提供で出させていただきました。

あと、資料10のほうは、2枚目、3枚目のところは丁寧に印刷していただいたので、これは関係ないですので、私は、この全国移動ネットの要望書について、東京交通新聞が国交省に要請書を提出したという記事がありましたので、非常にうまくまとめてありましたので、一応情報提供ということで提出させていただきました。これについては、委員は特に全国移動ネットではないんです。何か補足等ありましたら。

【委員】 いいえ、会員にはなっております。

【会長】 何か補足等ありますか。特には。

【委員】 はい。今日のところは別に。

【会長】 今日は特にはないですか。東京交通新聞、資料10の一番下のところに、全国移動ネットとしては、一番下のかぎ括弧の中、「協議は旅客の範囲や管理体制の適否など細部に及び、利害調整が行われる。運営協議会の廃止および、登録要件である『関係者の合意』を撤廃することを要望する。『ローカルルール』（上乘せ基準）にも懸念を示す。」と書いてありますので、こういったものが出されたということで、多摩地域の運営協議会では、この辺のところは十分に押さえながら紳士的にやっていきたいと思っております。再来年とか、新体制にもなりますので。

何か情報等を持っていらっしゃる方、ご質問、ご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。特にありませんか。

それでは、その他で、委員から先ほどお話しされた、この運営協議会とは別のいろいろな動きがあるそうで、その辺のところでお話をいただければと思います。

【委員】 では、多分二、三分かかってしまうかもしれないのですが、内容としては、先ほど多摩市に質問したように、交通系のほうでいろいろな実証実験をやっていて、実は西東京市も昨年、当社が受託しまして、一応セダン型のものを週2回、3ルート、150円と300円で走らせてという形で、やはり65歳以上。あと、ちょっとこれとは関係なくなってしまうんですけども、お子さん連れの妊産婦、そちらのほうという形でやった実験とかあります。そうすると、内容としては、付き添いとかつくような方になると、精神的な介護が必要という人なども付き添いがついてしまうとそれを使えるとか、そういう形になると、内容とすると、歩ける方などであればそういう形とか、あと、東久留米市に至っては5年間のデマンド、ワゴン車両4両を使ってやるというような形があったりとかして、さっきと重なってしまうので、市内で完結してなくて、近隣の病院まで、隣接市の病院まで行くという形になっているので、こういうような動きがあると、逆に、

小平市さんとか東村山市さんから、何でうちにはないのという形で連鎖していくとかいう可能性も十分あったりとかしますので、そうすると、それが有償運送にも。

僕が思うには、昔、私の前任の委員というのは、すみ分けという形とよく戦っていたと、2つよく聞くのですが、さっきから言っているのは、私は個人的にはNPOは必要だと思うので、それを残すための制度という言い方はおかしいですけれども、さっきから例えば採用で手伝えないとか、やはり最終的にはタクシーでもカバーできない時間帯とか、病気とかあると思うので、やはり住んでいる市役所のほうから言うと市民の方という方がいいかもしれないのですが、やはり今後、移動が必ず課題になっていくと思いますので、それに関して最終的には委員とか、委員がおっしゃった市内で完結するのが理想かもしれないのですが、今、過渡期的にこれはスケールメリットがありますので、この25市の発信力というのはものすごいあると思うのです。ですから、そういうような形で、変な言い方ですけど、せっかく集まっているのでそのところで、ですから、場合によっては、これは昔、東京ハイヤー・タクシー協会がやったことが1回あるんですけども、この場にオブザーバーとして同じ市の建設系とか交通系の方に来ていただいて、ざっくばらんなそういうような形のを1回やってみるとか、NPOなどの方はその議論を聞いていて質問できるとか、何らか多摩地域でやはりエリアによって、山間部があるところとないところ、川があって分断されているところ、分断されていないところ、各市によって課題がたくさんあるのですけれども、やはり全体として、東京23区のほうは税収とかがすごくあるのでやはり少し違うと思うのです。あと住んでいる方の所得層も違ったりとかします。

ですから、何らかこういうような仕組みを使ってこのところで、資料4で情報の共有・勉強会の実施についてという形なので、そういうような形でもいいから、こういうもので一歩でもできれば、利用者のほうから見て、たまたま引越してしまったら、そのサービスがなくなってしまったとか、それが利用者にとって一番かわいそうなケースだと思うのです。ですから、隣の隣接地ぐらいただったら同じようなサービスが受けられるとか、何らか、これが単独に分かれていってしまったら、もうしょうがないです。ただ、今の現時点においては、この仕組みがあるのであれば、それを利用した形で何らか利用者に寄り添うような形ができればいいのかなと思ひまして、まずは交通系との情報共有ができるように、資料2-1に足していただければと思ひましてご提案いたしました。

以上です。

【会長】 それでは、委員のご提案、事務局のほうで。また、もしわからないところがあれば、委員に事務局のほうからまた質問があると思いますけど、よろしく願いいたします。

その他のところで、ほかに各委員から何かご提議ありますでしょうか。どうぞ。

【委員】 先ほど八王子市の方に質問したのは、八王子市の公共交通会議、それから、この福祉有償の会議、同じ市の福祉サービスの中でも、部署が違くと扱っている扱い方が違うと言ったらおかしいのですけれども、タクシー券は福祉のほうではなくて、まちづくりのほうか何か。そうすると正直、タクシーの件というのは、最初はタクシーを利用するためにつくっていただいたかと思っていたのですけれども、それが福祉団体などでも使えるということになって、今、ガソリンスタンドのガソリンの利用者が圧倒的に多いということを知ったのです。そうすると、きちんとそれが福祉のほうで利用されているのかどうかというのをきちんとチェックされているのかなと思うと、福祉のほうはされていないみたいです。

そうなってくると、きちんとそういう制度が利用されていないのではないかと思うのと、先ほど委員が言われたように、八王子市でも一部地域で実験的に地域のデマンド的なことをやっているのですけれども、そういうことのきちんと情報共有ができていないものですから、利用者の方もよくわからないというのをよく聞くのです。結局、最初は一生懸命、市のほうでもやるのですけれども、結局、事業者もだんだん引いてきてしまうと言ったらいいのでしょうか、あまり積極的ではなくなってきてしまうのですね。利用者が減ってきてしまいますし、そうするといつの間にか消えていってしまうという形になりますので、もう少し福祉有償の方とタクシーの事業者の方も含めてどこかに公共交通で一本に絞るんだったら絞るでやってもらったほうが話がもっとまとまるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのかなと思っています。

以上です。

【会長】 問題提起、ありがとうございます。先ほどのご発言と同じでしたので、一応事務局のほうで受けとめていただいて、八王子市のほうに聞いていただけますでしょうか。

【委員】 ちょっといいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今の委員のああいう、いわゆるもっと広い、多摩地域なら多摩地域という地域で考えなければいけないということ、指摘があったのですけれども、ちょっとここで資

料の2-1の一番最初のページの武蔵野市さんが14万6,645人の住民がおられるとデータが出ています。それで、介護保険と障害認定ですか、身体障害者、知的障害の精神手帳ですか、それを全部計算してみたのですけれども、これは、人数が14万6,000人の8.28%です。

ところが、僕、先ほどひらけごまさんに質問したのですけれども、武蔵野市さんはそこにNPOの団体があるのですかと言ったら、武蔵野はひらけごましかありませんと言っていました。では、ひらけごまで何人運んでいるのですかと言ったら、会員が何名と思えますか。2名です。たったの2名。たったの2名なのに、困っているだろうという人は8.28%いるのです。これはどういうことなのですか。これはもう地域を考えようとか何とかというよりか、数が示しています。僕は聞いたのです。武蔵野市さんに、団体さん、あるのですかと言ったら、ひらけごまさんしかありませんと言っているのです。そのひらけごまさんは、会員がたったの2人です。こんなような状態で、地域を考えるも何も、もう大半の人がひきこもりでいるのではないですか。どうですか、皆さん。そういうふうに思えますけれども。

**【副会長】** 市町村代表で、東大和の状況と武蔵野さんの状況は何とも申し上げられないところがあるのですけれども、武蔵野さんはコミュニティバスが結構盛んでございまして、多摩地域の中でコミュニティバスは数多くやられているところではあるのですけれども、武蔵野さんだけがたしか黒字だったように記憶しているのです。そういったところも含めると、結構コミュニティバスを始めたのも早いのは事実なのですけれども、稼働率も結構、乗っている方も多いということも含めて、ある意味の武蔵野さんの特質性、自治体のそういった動きというのもあるんだと思います。

確かに先ほど公共交通系のほうと福祉系とのタイアップという話もありまして、また、東大和市においてもコミュニティバスがあると同時に、来年度から一定の地域のところに関しての実証実験なども少し始まります。現実的には買い物難民と言われているような方々、市側のほうでそういったものを用意するケースもありますし、お店側のほうで車を用意して一定の、昔でいう販売を歩くというふうな形の動きも一方にはあります、買い物難民として。そういった意味で単なる移動系だけの問題と、その目的の部分と、ですから、今お話のあった介護保険ですとか、障害者認定、必ずしも1個1個ではなくて、ダブっている方も中にはおられますので、全てではないとは思いますが、そういった一定の利用の方はおられるということはあるのだと思います。そういったところで、どこに施策的な

傾注がされているかというところも、それぞれの自治体の考え方も一方にはあります。

また、東大和は8万5,000人ぐらいの小さいまちですけど、八王子さんなどになると人数も何十万、何倍もありますので、組織の大きさというの、なかなかそこには絡む部分もあるのかと思っておりますので、そういったところは、今お話のあった横のつながりというものは当然、我々も大事にしていかなければいけないのかなと思っておりますので、そういったご意見を、あったということも含めて各市町村には情報提供してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

**【委員】** コミュニティバス、ムーバスですね。知っているんですけど、あれもいわゆる公共交通の空白地域を走っているのです。それで、誰が利用しているかという、あれは狭い道路ですから、スロープを出して車椅子に乗れますか。狭くて乗れないのです。だから、だれが利用するかという一般市民が利用しているのです。だから、決してこの8.2%の人が参加していないのです。そこをちゃんと見なければいけないということです。だから、コミュニティバスだから、今言ったように地域交通のコミュニティバスを動かし、結局、利用している人は動ける一般の人なのです、使っているのは。

車椅子の人が使えるかという、あんな狭い道をスロープを出して乗れるかという乗れないのです。ある地域、市でやったのですけれども、ある催し物をやったら、障害者はコミュニティバスを使って来ないのです。乗れないものと言っているのですよ。だから、乗れない人がいっぱいいるのですよ。そこのところをしっかりと皆さんは認知して、それをどうやって、だから、福祉有償だけでやれと言っているかもしれませんが、それをどういうふうにやっていくのかというところを考えていかないと、ほんとうに今、ひきこもりと言うけれども、そういう人たちがいっぱいいるのです。だから、今の武蔵野市だけれども、ほんとうにあのひらけごまさんが2人ですから、やっているのは。

**【会長】** どうぞ。

**【委員】** 武蔵野市をかぼうわけではないんですが、レモンキャブというのが6から8台ありまして、各地域ごとに一般のおうち、手を挙げた人の家にレモンキャブ、黄色い軽自動車なのです。隣の市まで一律料金でやっていただいているので、かなり稼働率が高いと思います。そこに登録制で、武蔵野市に引っ越した場合に、もし車椅子だったときにそういったものが一覧表になっているものをいただいて、あなたは何町ですからここに電話して、いっぱいだったら隣の町にかけてもいいですよということで、わりと分割されて用

意されているのです。うちに来る利用者さんというのは隣接、西東京市も隣接ですけども、もう一つ、二つまたいだ市に行きたい人がそこにということで、そのほかにつながりとか、そういったサービスもあって、わりと武蔵野市さんは隣接市の中でも充実しているほうかなとは思っているのです。

ただ、ムーバスも含めましてコミュニティバスに関しては、武蔵野市さん以外にも狭い道を走るわけですから、自分としては乗れないのだというのは、車椅子の人に限らず、バギー、小さいお子さんを持ったお母さんとか、あと、買い物のカートを持った人が、バスも小さいのでそれを持ってバスに乗ると混んでいるときに申しわけなくて乗れないという声がよく聞こえてくるというのはコミュニティバスの問題、課題かなと。

【会長】 ありがとうございます。何かもし情報があれば。

【委員】 コミュニティバスが狭いから、小さいから乗れないというのはある意味、私も車椅子が大きいので、あのサイズで乗るのは難しいと思って、それでリフトとか使ったので、すごくよくわかると思いました。

【会長】 ありがとうございます。もう3時間以上、今日は白熱した議論で。もう委員も委員も、ほかの委員の皆様方もよく内容は理解いたしましたので、事務局のほうで少し整理していただいて、次の運営協議会にこれを申し送っていただいて、また運営協議会においてこういった情報の公開や交換等をきちんとやっていきたい。それによって市町村がもし動けば、それはよろしいのではないかと思います。

いかがでしょうか。この辺で一応おさめていただいて、事務局のほうにバトンを渡したいと思います。

それでは、事務局の方、お願いいたします。

【運営協議会事務局】 長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、事務局より来年度のご連絡をさせていただきます。来年度の多摩地域福祉有償運送運営協議会の日程でございますけれども、特別幹事会が令和2年7月3日、金曜日で、それを受けましての運営協議会が令和2年8月18日、火曜日となりますので、スケジュール調整等を委員の皆様におかれましてはよろしくお願ひしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、日程のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、これもちまして第2回運営協議会を終了いたします。本日は、長時間、ありがとうございます。

【副会長】 すいません。今年度最後の運営協議会でございまして、事務局をさせていただきました東大和市を代表いたしまして、一言ご挨拶だけさせていただきたいと思いません。

今年度は大変、本日も含めてですけれども、40件以上ありまして、以前からご意見、ご要望いただいております要綱の改正なども本日、提案をさせていただきました、無事改正することができました。まことにありがとうございます。これも会長はじめ各委員の皆様のご審議をいただき、またご協力をいただきました賜物だと思っております。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

来年度は清瀬市さんが運営協議会事務局になりまして、また東久留米市さんが特別幹事会の事務局を務めるということになるかと考えております。皆様におかれましても、引き続きのご支援、ご協力をいただければとお願いを申し上げます。1年間、大変お世話になりました、ありがとうございます。

【会長】 それでは、これをもって終了いたします。お疲れさまでした。

【副会長】 どうもありがとうございました。

— 了 —